

第 2 5 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成29年 6月 9日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市志段味スポーツランド（以下「本件施設」という。）における指定管理者株式会社〇〇〇の25年応募時作成の事業計画書及び収支計画書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成25年度指定管理者選定時の志段味スポーツランドにかかる株式会社〇〇〇の提案書（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、このうち本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、条例第14条第 1項に基づき、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同月22日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書のうち、次の情報について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

- (1) 公にすることで競争上の不利益を被る可能性がある、審査請求人独自の事業提案、事業運営ノウハウ及び表現（文章や図）
- (2) 会社内部情報である社内マニュアル（社内通知）
- (3) 一般公開を目的としていない個人情報である、利用者及び職員等の個人が判別可能な写真

4 同年 7月20日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

- (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

公開請求のあった行政文書には、個人の顔写真、氏名及び職員の給与等が掲載されており、この情報は、個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報に当たり、非公開とします。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当

公開請求のあった行政文書には、経理・労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報及び社会的評価に関する情報等が含まれており、公にすることにより、法人に明らかに不利益を与えると認められるため、非公開とします。

5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 8 月 10 日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

公にすることにより事業運営に支障をきたすと思われる審査請求人の内部管理に関する情報を記載した部分及び個人の顔写真等個人に関する情報のうち通常他人に知られたいと認められる情報を除き、本件行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

6 同年 8 月 3 日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分のうち審査請求人が独自に提案している事項（サービス名、数値情報など）、表現している箇所（概念など）及び運営に係る収支予算を公開とした部分を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、本件処分のうち本件審査請求に係る部分について執行停止の申立てを行った。

7 同月 9 日、審査庁である名古屋市長は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、次に掲げる本件審査請求に係る部分（以下「本件情報」という。）を取り消す、との裁決を求めるものである。

本件情報	本件情報が記載された文書の名称
修繕対応、行政等とのパートナーシップの構築、守山区及び本件施設の状況の一部（以下「本件情報①」という。）	様式②（基本方針を実施するための目標及び実施策）
経営面及びリスクに対する特徴の一部（以下「本件情報②」という。）	様式③（安定的な経営体力）
写真の一部（以下「本件情報③」という。）	様式⑤（業務履行体制）
様々な研修スタイル及び当該写真（本	

件情報③を除く)、並びに加入保険の一部(以下「本件情報④」という。)	
写真の一部(以下「本件情報⑤」という。)	様式⑤添付資料(職員研修計画)
職員研修計画及び当該写真(本件情報⑤を除く)の一部(以下「本件情報⑥」という。)	
週間ローテーションの一部(以下「本件情報⑦」という。)	様式⑥添付資料(本件施設 従事員配置計画)
個人情報保護及び法令遵守の取組みの一部(以下「本件情報⑧」という。)	様式⑦(関係法令の順守体制)
写真の一部(以下「本件情報⑨」という。)	様式⑨(利用者本位のサービス提供)
利便性・サービス向上に対する取組み、ニーズ対応、トラブル防止策、利用促進策及び当該写真(本件情報⑨を除く)の一部(以下「本件情報⑩」という。)	
写真の一部(以下「本件情報⑪」という。)	様式⑩(スポーツ教室・講座事業等の計画)
教室展開、収支、教室・イベント実施の方針及び指導・相談業務等の計画の一部(以下「本件情報⑫」という。)	
写真の一部(以下「本件情報⑬」という。)	様式⑩添付資料(講座・教室等の事業計画)
事業計画及び当該写真(本件情報⑬を除く)の一部(以下「本件情報⑭」という。)	
写真の一部(以下「本件情報⑮」という。)	様式⑪添付資料(自主事業としての講座・教室等の事業計画書)
事業計画及び当該写真(本件情報⑮を除く)、並びに利用促進計画の一部(以下「本件情報⑯」という。)	
維持管理方針の一部(以下「本件情報⑰」という。)	様式⑫(メンテナンス)
維持管理実施計画の一部(以下「本件情報⑱」という。)	様式⑬(環境保持・環境配慮)
連絡体制の一部(以下「本件情報⑲」という。)	様式⑭(緊急時の備え)
写真の一部(以下「本件情報⑳」という。)	様式⑮(地域支援・地域連携)
コスト管理の考え方、業務委託内容及	様式⑰(効率的かつ適正な管理運

び金額案の一部（以下「本件情報㉑」という。）	営)
収入計画、支出計画及び利用料金収入の一部（以下「本件情報㉒」という。）	様式⑱（事業予算の計画）
総括表の一部（以下「本件情報㉓」という。）	様式⑱添付資料（平成26年から平成29年度分収支計画書）
業務収入、管理運営経費、自主事業・収入及び自主事業・支出の一部（以下「本件情報㉔」という。）	別紙①から別紙④まで（平成26年から平成29年度分積算根拠）

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 提案ノウハウについて

資料作成に際し、提案内容や記載手法について提案ノウハウが記載されているため、他者に公開されることでノウハウの流出につながる危険性がある。

(2) 二次利用について

他社による資料の二次利用（模倣や販売）の可能性があり容認できない。

(3) 収支予算情報について

収支作成の積算手法や積算単価などが公開されることで、模倣を結果的に容認してしまう可能性がある。

また、未執行の予算が公開されることで、適切な契約行為が阻害される可能性がある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の情報公開について

実施機関は、本件行政文書の公開請求がなされた場合には、条例に基づく情報公開請求の対象となること、また、選定された事業者については名古屋市個人情報保護条例第 2条第 1号に定める個人情報を除き、原則として公開する旨を「名古屋市志段味スポーツランド指定管理者募集要項（平成25年 4月公表）」（以下「本件募集要項」という。）に記載しており、審査請求人もこれを承知の上で応募しているはずである。

2 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

- (1) 審査請求のあった箇所は、具体的な取組みや提案内容が記載されているものではないため、公にすることによりノウハウが流出する危険性はなく、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれる、又は事業運営に支障をきたすおそれはない。
- (2) 審査請求のあった箇所は、統計を基にしたもの、又は客観的な事実を記載しているにすぎず、公にすることによりノウハウが流出する危険性はなく、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれるおそれはない。
- (3) 審査請求のあった箇所は、内部管理に関して具体的に記載されているものではないため、公にすることによりノウハウが流出する危険性、又は模倣や適切な契約行為を阻害する可能性はなく、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれる、又は事業運営に支障をきたすおそれはない。
- (4) 審査請求のあった箇所は、名古屋市志段味スポーツランド条例で単価が明らかとなっており、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれる、又は事業運営に支障をきたすとは言い難い。
- (5) 審査請求のあった箇所は、市の施策として、又は市の施策に準じて実施する教室等であり、実際に実施される事業内容であることから、公になっており、当該部分を公にすることにより、ノウハウが流出する危険性や二次利用の可能性が生じるものではなく、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれるおそれはない。
- (6) 審査請求のあった箇所は、実際に実施されている、又は今後実施されるサービス内容であることから、公になるものであり、当該部分を公にすることにより、ノウハウが流出する危険性や二次利用の可能性が生じるものではなく、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれるおそれはない。

3 名古屋市情報公開審査会答申について

本件審査請求と同様の事例において、いずれも実施機関の決定は妥当である旨の裁決がなされている。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書のうち、本件情報③、本件情報⑤、本件情報⑨、本件情報⑪、本件情報⑬、本件情報⑮及び本件情報⑳（以下「本件個人情報」という。）が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件行政文書のうち、本件情報①、本件情報②、本件情報④、本件情報⑥から本件情報⑧まで、本件情報⑩、本件情報⑫、本件情報⑭、本件情報⑯から本件情報⑲まで及び本件情報㉑から本件情報㉒まで（以下「本件法人情報」という。）が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、本件募集要項に基づき、審査請求人から提出されたものである。

また、本件募集要項において、「提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。ただし、選定された事業者については名古屋市個人情報保護条例第 2条第 1号に定める個人情報を除き、原則として公開するものとします。」と記載されていることが認められる。

- (2) 審査請求人は本件施設の指定管理者に選定され、平成26年度から平成29年度までの 4年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性

まず、本件行政文書のうち本件個人情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと

認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件個人情報、本件行政文書に記載されている各取組み等を説明するために掲載されており、施設の利用者及び施設で勤務する職員等の容貌が写っている写真である。

(3) 当審査会が調査したところ、本件個人情報については、いずれも個人の顔の部分は非常に不鮮明であるため、特定の個人が識別され得る情報とは認められない。

(4) したがって、本件個人情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとは認められない。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

次に、本件行政文書のうち本件法人情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件法人情報は、審査請求人が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出された本件行政文書に記載されており、当該施設の管理運営に係る情報であることから、法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件法人情報を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第 37 条の 2 第 1 項が、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとして規定し、また、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責

任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公開することによる公益と公にする場合に生じる事業活動上の不利益との比較衡量が求められる。

(4) 本件法人情報を公開することによる公益について

上記(3)アのとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件法人情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(5) 本件法人情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 指定管理者は民間企業でもあるため、本件法人情報については、一定の企業ノウハウにあたる情報が含まれる可能性はある。

しかし、審査請求人からは、どの部分が独自性のある提案であり、公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証されていない。また、二次利用により競合他社が有利になるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているため、本件法人情報を公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が大きいとは認められない。

イ さらに、本件施設の本件募集要項においても、個人情報を除き、原則として公開する旨が明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人が企業ノウハウにあると主張する情報の公開を承認していたのであり、本件法人情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとは言えない。

ウ 以上のことから、本件法人情報を公開することによって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えると認められない。

(6) したがって、本件法人情報を公開することによる公益より、公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が優越するとは認められない。

(7) 以上のことから、本件法人情報は条例第 7条第 1項第 2号に該当しない

と認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成29年 8月 9日	諮問書の受理 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月22日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 3日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 6月21日 (第18回 第 1小委員会)	調査審議
8月23日 (第20回 第 1小委員会)	調査審議
11月22日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久